

竹富町議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町議会政務活動費の交付に関する条例（令和7年竹富町議会条例第2号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による政務活動費の交付申請は、政務活動費交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

(交付決定)

第3条 条例第6条の規定による政務活動費の交付決定通知は、政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(収支報告)

第4条 条例第7条第1項の規定による収支報告は、政務活動費収支報告書（様式第3号）により行うものとする。

(交付額確定通知)

第5条 条例第8条の規定による交付すべき政務活動費の額の確定通知は、政務活動費交付額確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(政務活動費の請求)

第6条 条例第9条第1項の規定による政務活動費の交付請求は、政務活動費請求書（様式第5号）により行うものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを条例第12条第1項に規定する期間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

竹富町議会議員

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり 年度分の政務活動費の交付を申請します。

記

1 交付申請額金 円

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

竹富町議会議員

竹富町長

政務活動費交付決定通知書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額金 円

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

竹富町議会議長

竹富町議会議員

政務活動費収支報告書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、政務活動費に係る収支について、下記のとおり報告します。

記

- 1 政務活動費の額金_____円
- 2 政務活動の期間 第 四半期（ 月から 月）
- 3 政務活動費の対象となる経費の内訳

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報・広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		受領済額 累計

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

竹富町議会議員

竹富町長

政務活動費交付額確定通知書

年 月 日付で収支報告書の提出があった 年度第 四半期の政
務活動費について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額金 円

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

竹富町長

竹富町議会議員

政務活動費請求書

交付額の確定通知のあった 年度第 四半期政務活動費について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額金 円